明治二十五年三月三十一日　第三種郵便物認可　日刊（行政機関の休日休刊）

官報
編集・印刷
独立行政法人国立印刷局

目次

〔告示〕
○原戸籍の一部が滅失した件（法務一〇五）　一
○日本国に帰化を許可する件（同一〇六）　一
○バヌアツ共和国政府に対する贈与に関する日本国政府とバヌアツ共和国政府との間の書簡の交換に関する件（外務二七七）　二
○株式会社日本政策金融公庫法第十七条第二項の規定に基づき、危機対応業務を行う営業所又は事務所の所在地を変更する件（財務・農林水産・経済産業一三）　二
○行政機関の保有する個人情報の保護に関する法律施行令第二十一条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する個人情報の開示請求に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件（国税庁一一）　三
○行政機関の保有する情報の公開に関する法律施行令第十三条第三項第二号の規定に基づき、国税庁の保有する行政文書の開示に係る手数料の納付を事務所において現金でることができる事務所を定める件の一部を改正する件（同一二）　三
○国税通則法第百二十三条第二項に規定する手数料の納付を現金でることができる事務所を指定する件の一部を改正する件（同一三）　三
○医薬品、医療機器等の品質、有効性及び安全性の確保等に関する法律施行規則第十二条第一項に規定する試験検査機関の登録事項を変更した旨の届出があった旨を公示する件（厚生労働二六一）　四
○保安林の指定をする件（農林水産一二五四～一二六七）　四
○保安林の指定を解除する件（同一二六八～一二七一）　四
○保安林の指定施業要件を変更する件（同一二七二～一二七四）　六
○海洋汚染等及び海上災害の防止に関する法律に基づく型式指定をした件（国土交通七一九）　七
○都市計画に関する件（同七二〇、七二一）　七
○建築基準法の規定に基づく指定確認検査機関の指定をした件（関東地方整備局二一九）　八

〔人事異動〕
内閣　内閣府　復興庁　法務省　環境省　最高裁判所　八

〔叙位・叙勲〕　九
〔褒賞〕　九
〔皇室事項〕　一〇
〔官庁報告〕
官庁事項
貸金業法第三十三条第二項の規定による日本貸金業協会からの届出に関する公示（金融庁）　一〇
九州地方整備局公示（九州地方整備局）　一〇
国土調査法に基づく国土調査と同一の効果があるものとしての指定の公告（国土交通省）　一〇

〔公告〕
諸事項
官庁
高速取引行為者の営業所の所在地の確知等、国営土地改良事業の工事完了関係　二
裁判所
相続、公示催告、失踪、除権決定、破産、特別清算、再生関係　二
会社その他　三〇